

平成18年司法試験（新司法試験）の施行

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）第2条の規定による改正後の司法試験法（昭和24年法律第140号、以下「新法」という。）第7条の規定に基づき、新法の規定により行われる平成18年司法試験（新司法試験）の施行について、次のとおり公告する。

平成17年11月24日

司法試験委員会委員長 上谷 清

1 受験資格

新法第4条の要件を満たす者

2 期日及び科目

- (1) 平成18年5月19日（金） 短答式試験 民事系科目、公法系科目及び刑事系科目
- (2) 平成18年5月20日（土） 論文式試験 選択科目及び公法系科目
- (3) 平成18年5月22日（月） 論文式試験 民事系科目
- (4) 平成18年5月23日（火） 論文式試験 刑事系科目

3 試験地

札幌市
仙台市
東京都
名古屋市
大阪市
福岡市

各試験地における試験場については、平成18年1月下旬ころ、官報に公告する予定。

4 受験手続

- (1) 出願期間 平成17年12月8日（木）から同月21日（水）まで
なお、郵送による出願は、平成17年12月21日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (2) 出願用紙の交付 出願用紙は、司法試験委員会（所在は5(1)記載のとおり。）において、平成17年11月24日（木）から交付する。
なお、出願用紙の郵送を希望する者は、200円分の郵便切手をはり付けた、あて先及び郵便番号を明記の角形2号の返信用封筒（縦33.2cm、横24.0cm程度）を、表に赤字で「新司法試験出願用紙請求」と記載した適宜の封筒に入れ、司法試験委員会あて請求すること。
- (3) 受験願書（出願用紙に所要事項を記入したもの。）の提出 受験を希望する者は、出願用紙に所要事項を記入の上、写真（出願前6月内に撮影した、正面前向き、上半身、脱帽、背景のない縦5cm、横4cmのもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（4枚以内）を所定の箇所にはり、(4)に記載する受験資格を有することを証する書面、住民票の写し（出願前6月内に交付されたもの。出願用紙に住民票コードを記入した場合は、住民票の写しは添付不要。）、その他出願に必要な書類を添付して、出願期間内に司法試験委員会あて提出すること。
なお、郵送による場合は、出願用封筒を用い、書留郵便によること。
- (4) 受験資格を有することを証する書面 受験を希望する者は、アについては、(3)記載の受験願書

とともに、イについては、平成18年4月7日（金）（郵送による場合は、当日まで消印のあるものに限る。）までに司法試験委員会あて提出すること。ただし、受験を希望する者が、司法試験委員会による法科大学院に対する受験資格の照会に同意している場合であって、かつ、当該法科大学院が、司法試験委員会による受験資格の照会への回答に同意している場合には、下記の両書面は添付不要。

ア 出願時 平成18年3月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面

イ 修了後 法科大学院課程修了証明書

5 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100 - 8977 東京都千代田区霞が関1 - 1 - 1 法務省内 電話03（3580）4111代）に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。
- (3) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。